法令及び定款に基づく
インターネット開示事項

会社の体制及び方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

（2016年４月１日から2017年３月31日まで）

株式会社イチネンホールディングス

上記各事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.ichinenhd.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の整備のため、次のとおり「内部統制システム構築のための基本方針」を取締役会で決議しており、その概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は法令、定款、株主総会決議、取締役会規程その他関連規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

ロ．取締役は、法令、定款、取締役会決議、職務分掌規程その他関連規程に従い、職務を執行する。

ハ．行動基準として「企業倫理綱領」を定め、周知徹底を図るとともに、企業倫理遵守のための体制を整備する。

ニ．社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持及び向上を図る。

ホ．当社グループは、「グループ内部通報細則」を定め、内部通報制度による不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、通報者の保護を行う。

ヘ．反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

ト．当社グループは、経営理念の具現化のために定めた、イチネングループビジョンをグループ全体に浸透させる。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る文書及び情報の記録は、法令及び文書管理規程その他関連諸規程に基づき、適切に保管、管理し、必要に応じて運用上の見直しを行う。また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要なときに閲覧できる。

ロ．重要な情報については、開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループは、リスク管理に関する規程を整備し、リスクに関する管理を円滑に行うとともに、内部統制の重要性について啓蒙に努める。

ロ．グループ全体のリスク管理のために、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を組織し、重要なリスクについては社長、取締役会、監査役へ報告される体制を整備する。

ハ．監査室は、「グループ内部監査規程」に基づき、内部監査を実施し、必要に応じて監査方法の見直しを行う。

ニ．当社グループは、大規模な事故・災害・不祥事が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する体制の構築・運営に努めると共に事前予防体制を整備する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、十分な議論を通じて経営上の意思決定を行う。

ロ．取締役会は、社内の組織、権限及び責任を規程集等に定め、明確化する。

ハ．年度計画及び中期経営計画の進捗に関しては、毎月「グループ予算委員会」において報告、討議することとし、取締役会へ報告する。

ニ．当社グループは、執行役員制度を導入することにより、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、効率的な意思決定を行う体制を構築する。

⑤ 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループは、行動基準として定めた「企業倫理綱領」及びコンプライアンス関連諸規程に従い、企業倫理の遵守を徹底する体制を構築する。

ロ．不正、倫理に反する行為については、「グループ内部通報細則」に従い、顧問弁護士他を窓口とする相談・通報窓口を開設し、問題点の早期発見と未然防止を図るための体制を整備する。

ハ．取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について、定期的に取締役又はコンプライアンス・リスクマネジメント委員から、提言、報告を受けるとともに、監査室から内部監査の結果について適時適切に報告を受け、経営施策に反映させる。

ニ．当社グループは、経営理念の具現化のために定めた、イチネングループビジョンをグループ全体に浸透させる。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、関係会社管理規程を整備し、定期的な見直しを行うとともに、関係会社統括部門を中心とした関係会社相互の緊密な連携と協力によって、グループ全体の業務の適正を確保する。

ロ．当社は、当社グループ全体としての業務の適正性と効率性を確保するために必要な規程を、グループ共通の規程として整備し、必要に応じて運用上の見直しを行う。また子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

ハ．子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。

ニ．当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

⑦ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

イ．監査役が必要とした場合は、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置くことが出来る。

ロ．監査役スタッフに関する人事は、監査役会の同意を必要とし、監査役スタッフは業務執行に係る役職を兼務しない。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、取締役会、グループ予算委員会その他重要会議に出席し、業務執行の監査を行う。

ロ．監査役は法令に従い、取締役及び使用人から担当業務の執行状況について、報告を受ける。

ハ．当社グループの取締役及び使用人は、当社グループにおける重大な法令違反、コンプライアンスにおける重大な事実を発見した場合及び報告を受けた場合、遅滞なく監査役へ報告する。

ニ．グループ内部通報システムによる通報状況は、定期的又は監査役の求めに応じて報告する。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会への出席のほか、代表取締役、取締役並びにグループ会社役員と定期的に意見交換を行う。

ロ．監査役は、会計監査人及び監査室と連携し、それぞれ定期的に意見交換を行う。

ハ．監査役が重要会議の議事録及び稟議書等を常時閲覧できる体制を整備する。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築のための基本方針」に沿った当社グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務執行の効率性の確保に関する取組の状況

当社は、取締役会規程、職務権限規程を定めることによって、職務執行の効率性を確保しております。取締役会は取締役５名で構成されており、監査役４名出席のもと、客観的・合理的判断を行っております。当事業年度の取締役会は、17回開催致しました。

②法令遵守に関する取組の状況

当社は、「企業倫理綱領」の制定並びに「コンプライアンス規程」等の社内規程を整備するとともに、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を組織し、定期的に活動しております。当事業年度においては、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を12回開催し、コンプライアンス意識向上のための啓発及びコンプライアンス違反等の未然防止のための協議を行いました。

③リスク管理に関する取組の状況

当社は、「リスク管理規程」等の社内規程を整備し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、重要リスクの評価等を実施しております。当事業年度は、12回の委員会において、啓発活動の推進を実施し、体制整備についても協議検討、改善を図りました。

④反社会的勢力排除に向けた対応

反社会的勢力排除に向けた対応として、大阪府企業防衛連合協議会へ加盟しており、定期的に研修会に出席し情報収集に努めて対策しております。

⑤当社企業集団における業務の適正性に関する取組の状況

当社は、当社企業グループ全体の業務執行が適正に行われるよう、「関係会社管理規程」等の規程を制定し、責任と権限を定めております。また、「グループ予算委員会」、「グループ人事組織委員会」を組織し、当社各部門と同時に、各関係会社からの経営状況、その他等の報告を実施しております。当事業年度においては、「グループ予算委員会」を12回、「グループ人事組織委員会」を６回実施しております。

また、内部監査は年間の監査計画を立案し、当社各部門の監査と同時に、関係会社監査も実施し、評価、報告を行っております。

⑥監査役監査の実効性を確保するための取組の状況

監査役は、内部監査部門、会計監査人と連携し、業務の適正性を確保するため、定期的に当社各部門、関係会社へ往査しております。当事業年度における監査役会は13回開催し、意見交換等を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置付けており、業績に裏付けられた成果の配分を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。内部留保金につきましては、価格競争力の向上や市場ニーズに応えるサービスの更なる充実に必要な投資等に活用し、企業体質と企業競争力の強化に取り組んでまいります。

配当金につきましては連結業績を基本とする配当方針としております。配当性向は20％から30％程度とすることを目標として検討しております。

連結株主資本等変動計算書 (2016年４月１日から2017年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2016年４月１日残高	2,529	1,805	19,101	△277	23,159
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	―	―	△842	―	△842
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	3,800	―	3,800
自己株式の取得	―	―	―	△303	△303
自己株式の処分	―	0	―	0	0
自己株式の消却	―	△567	―	567	―
利益剰余金から資本剰余金への振替	―	566	△566	―	―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	―	―	―	―	―
連結会計年度中の変動額合計	―	△0	2,391	263	2,654
2017年３月31日残高	2,529	1,805	21,493	△13	25,814

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2016年４月１日残高	1,217	△21	△140	1,055	24,214
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	―	―	―	―	△842
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	―	3,800
自己株式の取得	―	―	―	―	△303
自己株式の処分	―	―	―	―	0
自己株式の消却	―	―	―	―	―
利益剰余金から資本剰余金への振替	―	―	―	―	―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△145	16	42	△87	△87
連結会計年度中の変動額合計	△145	16	42	△87	2,567
2017年３月31日残高	1,071	△5	△97	968	26,782

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　17社

・連結子会社の名称　株式会社イチネン
株式会社イチネンＴＤリース
野村オートリース株式会社
イチネンＢＰプラネット株式会社
株式会社イチネンケミカルズ
株式会社イチネンパーキング
株式会社イチネン前田
株式会社イチネンＴＡＳＣＯ
株式会社イチネンミツトモ
共栄株式会社
株式会社イチネンネット
株式会社イチネンロジスティクス
株式会社イチネンジコー
株式会社イチネンジコーテック
株式会社イチネンジコーポリマー
株式会社イチネン農園
株式会社イチネンファシリティーズ
2016年４月１日付で株式会社タイホーコーザイは株式会社イチネンケミカルズへ、株式会社ミツトモ製作所は株式会社イチネンミツトモへ、2016年５月10日付で株式会社ジコーは株式会社イチネンジコーへ、株式会社ジコーテックは株式会社イチネンジコーテックへ、株式会社ジコーポリマーは株式会社イチネンジコーポリマーへ商号変更いたしました。
2016年４月１日付で野村オートリース株式会社（存続会社）とアルファオートリース株式会社（消滅会社）の両子会社が合併いたしました。
2017年２月１日付で株式会社イチネンロジスティクスを設立し、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　TASCO (THAILAND) CO.,LTD.
ICHINEN AUTOS (N.Z.) LIMITED

・連結の範囲から除いた理由　同社は連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

・持分法適用の非連結子会社数　なし

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社の名称　TASCO (THAILAND) CO.,LTD.
ICHINEN AUTOS (N.Z.) LIMITED

・関連会社の名称　上海強生大鳳国際貿易有限公司

・持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　時価法

ハ．商品及び製品

・卸売自動車用品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・中古自動車　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・燃料　先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ケミカル製品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・機械工具　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・その他　先入先出法及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ニ．仕掛品　主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ホ．原材料及び貯蔵品

・原材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品　リース貯蔵品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
その他
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

・賃貸資産　賃貸契約期間を償却年数とし、賃貸契約期間満了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額とする定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
賃貸車両　２年～６年
賃貸機器・設備　１年～15年

・リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

・その他の有形固定資産　賃貸用・・・定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　10年～31年
工具器具備品　10年
その他・・・主に定率法。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　５年～50年

ロ．無形固定資産

・ソフトウエア（自社利用）　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

ハ．長期前払費用　定額法

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費　社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却（月割償却）しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

ハ．品質保証引当金　品質保証のための費用等の負担に備えるため、過去の実績率に基づく発生見込額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支払に備えて、役員退職慰労金支給内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法　数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法又は定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑥　重要な収益及び費用の計上基準

イ．ファイナンス・リース取引　リース契約の期間に基づく契約上の収受すべき時に、収益及び原価を計上する方法によっております。

ロ．オペレーティング・リース取引　リース契約の期間に基づく契約上の収受すべき時に、収益及び原価を計上する方法によっております。

ハ．金融費用の計上方法　金融費用は、リース収入に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしております。その配分方法は、総資産をリース取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準としてリース取引に基づく資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用は、営業外費用に計上しております。
なお、資金原価はリース取引に基づく資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

⑦　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
ａ．ヘッジ手段…金利スワップ
　ヘッジ対象…借入金
ｂ．ヘッジ手段…為替予約
　ヘッジ対象…買掛金
ｃ．ヘッジ手段…為替予約
　ヘッジ対象…売掛金

ハ．ヘッジ方針　社内管理規程に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　金利スワップは、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。為替予約はヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑧　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

ロ．のれんの償却方法及び償却期間　のれんの償却については原則として５年～20年の定額法により償却を行っております。

ハ．連結納税制度の適用　当社及び連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　2016年６月17日）を当連結会計年度に適用し、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は751百万円であります。

４．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　2016年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	200百万円
計	200百万円

② 担保に係る債務

買掛金	185百万円
計	185百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

① 賃貸資産	60,265百万円
② 建物及び構築物	4,955百万円
③ その他	3,515百万円

６．連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれる資金原価　394百万円

７．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,163千株	－千株	551千株	24,612千株

（注）普通株式の発行済株式の株式数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式消却による減少551千株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2016年６月17日開催の第54期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　423百万円
・１株当たり配当額　17円
・基準日　2016年３月31日
・効力発生日　2016年６月20日

（注）１株当たり配当額17円には創業85周年記念配当3円を含んでおります。

ロ．2016年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　419百万円
・１株当たり配当額　17円
・基準日　2016年９月30日
・効力発生日　2016年11月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2017年６月16日開催予定の第55期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　467百万円
・１株当たり配当額　19円
・基準日　2017年３月31日
・効力発生日　2017年６月19日

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入やコマーシャル・ペーパー、社債発行）しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入及びコマーシャル・ペーパーにより調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権並びにリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であり、支払手形については５ヶ月以内の支払期日であります。また、海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は原則として５年以内であります。このうち借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(4) 会計方針に関する事項⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。取引実績は、定期的にグループ予算委員会に報告しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2017年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注２）参照）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	1,535	1,535	－
(2) 受取手形及び売掛金	11,723	11,723	－
(3) 電子記録債権	1,523	1,523	－
(4) リース投資資産	17,032	16,622	△409
(5) 投資有価証券	3,453	3,453	－
資産計	35,268	34,858	△409
(1) 支払手形及び買掛金	12,124	12,124	－
(2) 短期借入金	4,000	4,000	－
(3) コマーシャル・ペーパー	4,000	4,000	－
(4) 社債　(*1)	10,848	10,841	△7
(5) 長期借入金　(*1)	51,454	51,409	△45
負債計	82,427	82,374	△52
デリバティブ取引　(*2)	(7)	(7)	－

(*1) １年内償還予定の社債、１年内返済予定の長期借入金はそれぞれ社債、長期借入金に含めて表示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース投資資産

リース料債権部分について一定の期間毎に分類し、将来のキャッシュ・フローを直近の契約金利で割り引いた現在価値により算定しております。なお､連結貸借対照表計上額には見積残存価額部分442百万円を含んでおります。

転リース取引におけるリース投資資産は、連結貸借対照表に利息相当額控除前の金額で計上しており、時価の欄には連結貸借対照表計上額を記載しております。なお、転リース取引におけるリース投資資産を新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した時価と連結貸借対照表計上額との差額は、△12百万円であります。

(5) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

３ヶ月以内に決済されるものについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。３ヶ月を超えて決済されるものについては、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した債務毎に、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金、買掛金と一体として処理されているため、当該科目の時価に含めて記載しております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額379百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (5) 投資有価証券」には含めておりません。

９．賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用の商業施設等（遊休資産を含む。）及び駐車場（土地を含む。）を有しております。

これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
商業施設等	2,611	△297	2,313	1,819
駐車場	1,973	△662	1,311	990
合計	4,585	△960	3,624	2,809

(注) 1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．当連結会計年度増減額は、不動産売却（876百万円）及び減価償却（84百万円）による減少であります。

3．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

１０．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,088円76銭

(2) １株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益　154円13銭

株主資本等変動計算書 (2016年４月１日から2017年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2016年４月１日残高	2,529	4,155	0	4,156	174	2,115	1,820	2,063	6,172	△277	12,580
事業年度中の変動額											
剰余金の配当	―	―	―	―	―	―	―	△842	△842	―	△842
配当平均積立金の積立	―	―	―	―	―	453	―	△453	―	―	―
別途積立金の積立	―	―	―	―	―	―	760	△760	―	―	―
当期純利益	―	―	―	―	―	―	―	2,205	2,205	―	2,205
自己株式の取得	―	―	―	―	―	―	―	―	―	△303	△303
自己株式の処分	―	―	0	0	―	―	―	―	―	0	0
自己株式の消却	―	―	△567	△567	―	―	―	―	―	567	―
利益剰余金から資本剰余金への振替	―	―	566	566	―	―	―	△566	△566	―	―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	△0	△0	―	453	760	△416	796	263	1,059
2017年３月31日残高	2,529	4,155	―	4,155	174	2,568	2,580	1,647	6,969	△13	13,640

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2016年４月１日残高	1,153	△17	1,136	13,717
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	―	―	―	△842
配当平均積立金の積立	―	―	―	―
別途積立金の積立	―	―	―	―
当期純利益	―	―	―	2,205
自己株式の取得	―	―	―	△303
自己株式の処分	―	―	―	0
自己株式の消却	―	―	―	―
利益剰余金から資本剰余金への振替	―	―	―	―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△156	9	△147	△147
事業年度中の変動額合計	△156	9	△147	912
2017年３月31日残高	997	△8	988	14,629

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③ デリバティブ	時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法
② 無形固定資産	
・ソフトウエア（自社利用）	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
③ 長期前払費用	定額法

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費	社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却（月割償却）しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
④ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支払に備えて、役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
③ ヘッジ方針	当社の社内管理規程に基づき、金利変動リスクを回避する目的で行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
② 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
③ 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　2016年６月17日）を当事業年度に適用し、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　2016年３月28日）を当事業年度から適用しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

投資有価証券	200百万円
計	200百万円

上記の投資有価証券200百万円については、株式会社イチネンの買掛金185百万円を担保するために、物上保証に供されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　218百万円

(3) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し債務保証等を行っております。

株式会社イチネンファシリティーズ（借入債務）	2,571百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

①　短期金銭債権	650百万円
②　長期金銭債権	91百万円
③　短期金銭債務	1,523百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　売上高	3,897百万円
②　その他の営業取引高	148百万円
③　営業取引以外の取引高	376百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	275千株	289千株	551千株	13千株

（注）自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得289千株及び単元未満株式の買取り0千株によるものであります。自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却551千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
繰越欠損金	25百万円
賞与引当金	13百万円
未払事業税	5百万円
繰延ヘッジ損益	3百万円
その他	4百万円
繰延税金資産（流動）合計	52百万円
繰延税金資産（固定）	
繰越欠損金	99百万円
子会社株式評価損	24百万円
未払役員退職慰労金	18百万円
資産除去債務	16百万円
役員退職慰労引当金	4百万円
退職給付引当金	3百万円
その他	15百万円
繰延税金資産（固定）小計	183百万円
評価性引当額	△76百万円
繰延税金資産（固定）合計	106百万円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△439百万円
有形固定資産（資産除去費用）	△6百万円
繰延税金負債（固定）合計	△445百万円
繰延税金負債（固定）の純額	△338百万円
差引：繰延税金負債の純額	△285百万円
繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
繰延税金資産（流動）	52百万円
繰延税金負債（固定）	△338百万円

(2) 当事業年度における法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（2016年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（2016年法律第86号）が2016年11月18日に国会で成立し、消費税率10％への引上げ時期が2017年４月１日から2019年10月１日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も2017年４月１日以後に開始する事業年度から2019年10月１日以後に開始する事業年度に延期されました。

この改正による影響額は軽微であります。

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社イチネン	直接 100.00	経営指導、事務受託、配当受取、資金の貸付、受取利息	売上高	2,053	－	－
				金銭の貸付	8,497	短期・長期貸付金	34,541
				受取利息	231	－	－
子会社	株式会社イチネンＴＤリース	直接 100.00	資金の貸付	貸付金の回収	744	短期・長期貸付金	10,787
子会社	野村オートリース株式会社	間接 100.00	経営指導、事務受託、設備機器のリース等、資金の貸付	貸付金の回収	248	短期貸付金	2,753
子会社	株式会社イチネンケミカルズ	直接 100.00	経営指導、事務受託、配当受取	売上高	730	－	－
子会社	株式会社イチネンパーキング	直接 100.00	経営指導、事務受託、配当受取、不動産の賃貸、資金の貸付	金銭の貸付	101	短期貸付金	930
子会社	株式会社イチネンファシリティーズ	直接 100.00	経営指導、事務受託、配当受取、不動産の賃借、資金の貸付、債務保証	金銭の貸付	3,656	短期・長期貸付金	5,602
				債務保証	2,571	－	－

（注）１．取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、一般的な市場価格を勘案し、決定しております。

３．金銭の貸付及び借入については、市場金利及び当社の調達金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

４．債務保証については、設備資金、運転資金等として金融機関からの融資に対して保証を行ったものであり、保証料の受領は行っていません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　594円72銭

(2) １株当たり当期純利益　89円44銭